

質疑応答調書

令和8年7月22日時点

件名	令和8年度一般単独事業 赤池地区ライスセンター機械設備設置工事	
質疑事項		回答
①機械設備（除塵ダクト関係）で必要な壁開口はすべて建築工事範囲と考えてよろしいですか。		①ご認識のとおり、すべて建築工事の範囲に含みます。
②湿式集塵機で必要な数か所の給水は建築工事範囲と考えてよろしいですか。		②ご認識のとおり、建築工事の範囲に含みます。
③湿式集塵処理装置に必要な基礎、土間は建築工事範囲と考えてよろしいですか。		③ご認識のとおり、建築工事の範囲に含みます。
④糶摺機糶殻送風の中継ファンが必要な場合は、建築工事で架台をお願いできますか。		④建築工事にて架台を設置・対応可能です。詳細な仕様等については、落札業者（建築施工業者）の決定後、当該業者とお打合せ及び調整を行っていただきます。
⑥建築関係の詳細内容検討は、受注業者と行うと考えてよろしいですか。		⑥ご認識のとおりです。詳細な仕様等については、落札業者（建築施工業者）の決定後、当該業者とお打合せ及び調整を行っていただきます。
特定建設工事共同企業体（特定JV）にて、本入札へ参加することは可能でしょうか。		本工事は単体企業による施工方式としていきますので、特定建設工事共同企業体（特定JV）による入札参加はできません。